

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第70500088号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 すみれ福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県明石市松が丘北町1074番地1 |
| (3) 電話番号 | 078-915-0027 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 前田 章 |
| (5) 設立年月 | 平成12年3月22日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・平成22年4月1日指定
岡山県70500088号
※当事業所は特別養護老人ホーム笠岡すみれ園に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、短期入所生活介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 短期入所生活介護 笠岡すみれ園 |
| (4) 事業所の所在地 | 岡山県笠岡市笠岡1080番の1 |
| (5) 電話番号 | 0865-63-5005 |
| (6) 事業所長(管理者)氏名 | 三谷 幸男 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 本事業所において提供する短期入所生活介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令・告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。 |

(8) 開設年月 平成22年4月1日

(9) 営業日及び営業時間と送迎の実施地域

営業日	年中無休
営業時間	24時間体制
実施地域	笠岡市、井原市（美星町・芳井町を除く）、矢掛町、里庄町、浅口市

(10) 利用定員 10人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。居室の利用についてご希望がある場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
居室	10室	
共同生活室	1室	
浴室	1室	個浴、機械浴
医務室	1室	

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員 数
1. 管理者	1人以上
2. 生活相談員	2人以上
3. 介護支援専門員	2人以上
4. 看護職員	3人以上
5. 機能訓練指導員	1人以上
6. 介護職員	41人以上
7. 医師	1人以上
8. 管理栄養士	1人以上

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 生活相談員	日中：08：30～17：30 9：00～18：00
2. 介護支援専門員	日中：08：30～17：30 9：00～18：00
3. 機能訓練指導員	日中：08：30～17：30 9：00～18：00
4. 介護・看護職員	日中：07：00～16：00 日中：09：00～18：00 日中：13：00～22：00 夜間：22：00～ 7：00
5. 医 師	毎週火・土曜日 10：00～11：30 訪問歯科 随時
6. 管理栄養士	日中：08：00～17：00

☆土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、次の場合があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

(一定以上の所得がある場合、8割または7割)

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞(契約書第8条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室及び食事に係る自己負担額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

下記利用料金は、基本利用料金です。 （1日あたり） （1割負担の場合）

	ユニット型個室の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	ご利用者の要介護度とサービス利用料金	7,040	7,720	8,470	9,180	9,870
2	うち、介護保険から給付される金額	6,336	6,948	7,623	8,262	8,883
3	サービス利用に係わる自己負担額(1-2)	704	772	847	918	987
4	居室に係わる自己負担額	2,066				
5	食事に係る自己負担額	1,445（朝食295円、昼食575円、夕食575円）				
6	自己負担額合計(3+4+5)	4,215	4,283	4,358	4,429	4,498

※機能訓練体制加算 12 円（1 日）・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 円（1 日）・

夜勤職員配置加算（Ⅱ） 18 円（1 日）

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）… 施設が介護職員の賃金の改善を行った場合、介護給付の自己負担額（施設サービス費及び加算費用）に対して 13.6 %を算定します。

☆以下の加算は、体制・サービス提供状態により算定します。

看護体制加算（Ⅰ） 4 円（1 日） / （Ⅱ） 8 円（1 日） /

（Ⅲイ） 12 円（1 日） / （Ⅳイ） 23 円（1 日）

若年性認知症利用者受入加算 120 円（1 日）

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご自宅までの送迎を行った場合は、片道 184 円をいただきます。

☆医師の発行する食事箋に基づき、療養食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食）を提供した場合、8 円（1 回あたり）をいただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご利用者の状態や家族等の状態により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、緊急短期入所受入加算として、短期入所生活介護を行った日から起算して7日（ご利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等、やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、90円（1日あたり）をいただきます。

◇施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

[単位：円]（日額）

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	880	300
市町村 民税非 課税世 帯	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と非課税収入年金額と 合計所得金額の合計が80万円以下	利用者負担 第2段階	880	600
	上記合計が80万円超120万円以下の方	第3段階 ①	1370	1000
	上記合計が120万円超の方	第3段階 ②	1370	1300
上記以外の方		利用者負担 第4段階	2066	1445

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービス利用

介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②理美容代

理美容をご利用になられた場合は、実費をご負担いただきます。

③教養娯楽費

ご利用者のご希望により、各種行事等へ参加いただけます。

利用料金：材料代等として実費

④領収書の再発行はいたしません。領収書は、高額介護サービス費や医療費控除の申告をされる場合に必要となりますので、なくさないよう大切に保管してください。領収証明の文書を発行した場合は、1回1,100円いただきます。

☆おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合変更の内容と変更する事由について事前にご説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)・(2)の料金・費用は、サービス利用終了月毎に計算しご請求しますので、ご利用期間分の合計金額を以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み
 笠岡信用組合 本町支店 普通預金 2 5 1 9 9 6 5
 短期入所生活介護 笠岡すみれ園
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
 ご利用できる金融機関：笠岡信用組合
ウ. 現金払い

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 小林 裕子（職名 生活相談員）
- 受 付 時 間 毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00
- TEL・Fax 番号 TEL 0865-63-5005 Fax 0865-69-1463

また、苦情受付ボックスを1階エレベーター前に設置しています。

(2) 苦情処理の手順

苦情を受け付けた場合は、次の手順で対応します。

- ① 苦情の内容を十分に聴き、内容の明確化に努め、かつご利用者等に確認をします。
- ② 苦情の内容によって調査・対応を要する場合は、その予定について説明するとともに、その結果をいつどういう形で報告するかについて見込みを説明します。
- ③ 上記の結果、改善が必要と認められる場合は、必要な対応を図るとともに、今後そうした問題のないよう改善策を講じます。
- ④ 上記及び対応の結果については、ご利用者等に連絡説明します。
- ⑤ 苦情の内容が利用者等の誤解等であって、調査・対応等を要しないと認められるときは、ご利用者等の理解が得られるよう説明に努力します。
- ⑥ 苦情があった場合は、必要により当該サービスにつき調整を行う他の関係者と連携を図ります。

☆苦情及び対応について一定の様式等定めて記録します。また、苦情を申し立てることによりご利用者等が不利益を受けることがないよう配慮するとともに、その旨をご利用者等に明示します。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

笠岡市役所 長寿支援課	所在地 笠岡市中央町1-1 電話・Fax 番号 0865-69-2139、0865-69-2180
井原市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 井原市井原町311-1 電話・Fax 番号 0866-62-9519、0866-62-9310
矢掛町役場 福祉介護課	所在地 小田郡矢掛町矢掛3018 電話・Fax 番号 0866-82-1026、0866-82-1454
里庄町役場 健康福祉課	所在地 浅口郡里庄町里見1107-2 電話・Fax 番号 0865-64-7211、0865-64-3618
浅口市役所 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係	所在地 浅口市鴨方町鴨方2246-26 電話・Fax 番号 0865-44-7113、0865-44-7110
国民健康保険団体連合会 介護110番	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話・Fax 番号 086-223-8811、086-223-9109
備中県民局 健康福祉部 健康福祉課	所在地 倉敷市羽島1083 電話・Fax 番号 086-434-7054、086-427-5304

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護 笠岡すみれ園

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(利用者が署名できない場合)

契約者 住所

氏名 印

*利用者との続柄 ()

*代理の理由

()

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 耐火構造、簡易耐火構造
- (2) 建物の延べ床面積 8543.21㎡
- (3) 事業所の周辺環境 市街地に近い小高い山の上に位置し、桜の木々をはじめとする緑豊かな自然に囲まれた静かな環境の中にあります。

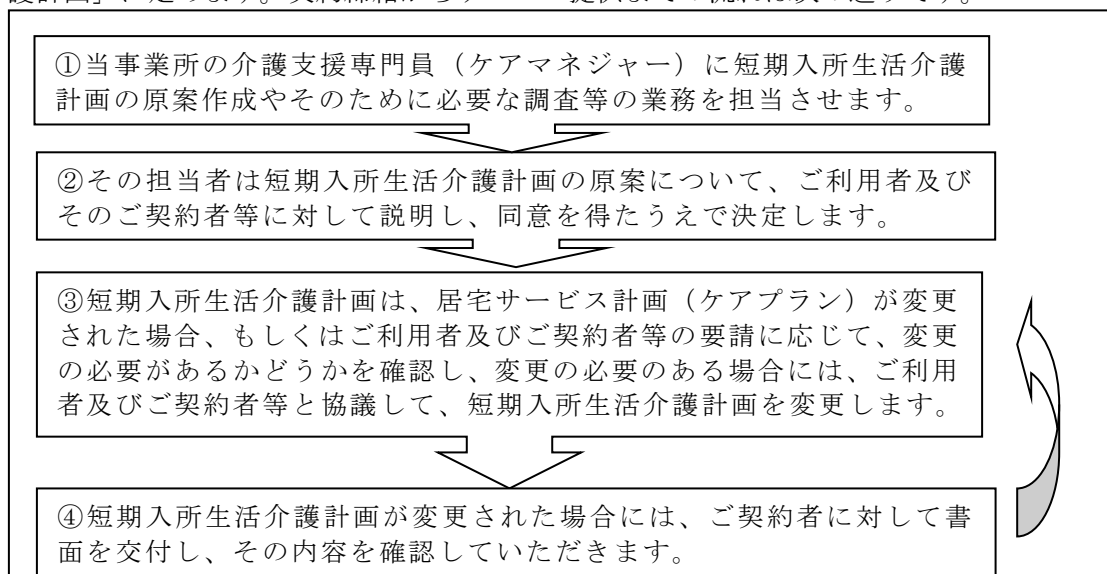
2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

- 生活相談員**……ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名以上の生活相談員を配置しています。
- 介護支援専門員**……ご利用者の施設サービス計画の作成などを担当します。2名以上の介護支援専門員を配置しています。
- 機能訓練指導員**……ご利用者の機能訓練を担当します。1名以上の機能訓練指導員を配置しています。
- 看護職員**……主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護・介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。
- 介護職員**……ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。最低3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- 医師**……ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名以上の医師を配置しています。
- 管理栄養士**……ご利用者の身体の状態、病状を把握し、栄養・嗜好等を考慮した食事の提供を行います。1名の管理栄養士を配置しています。

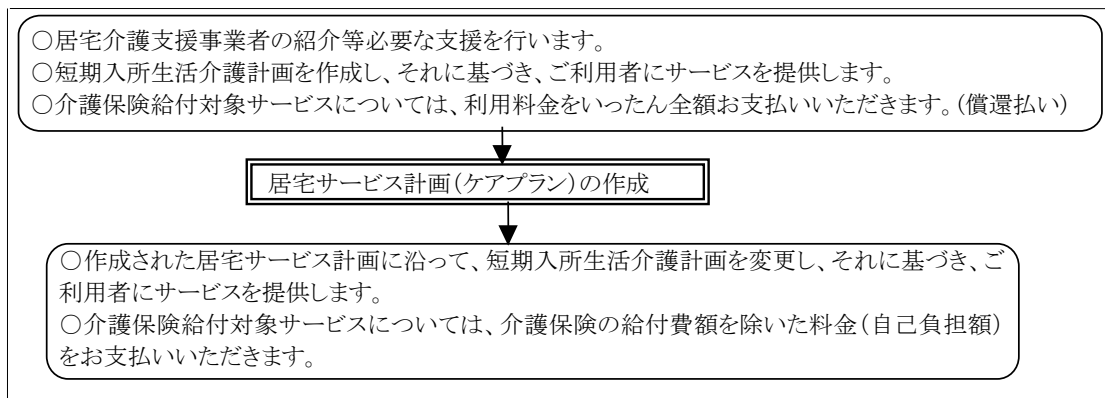
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

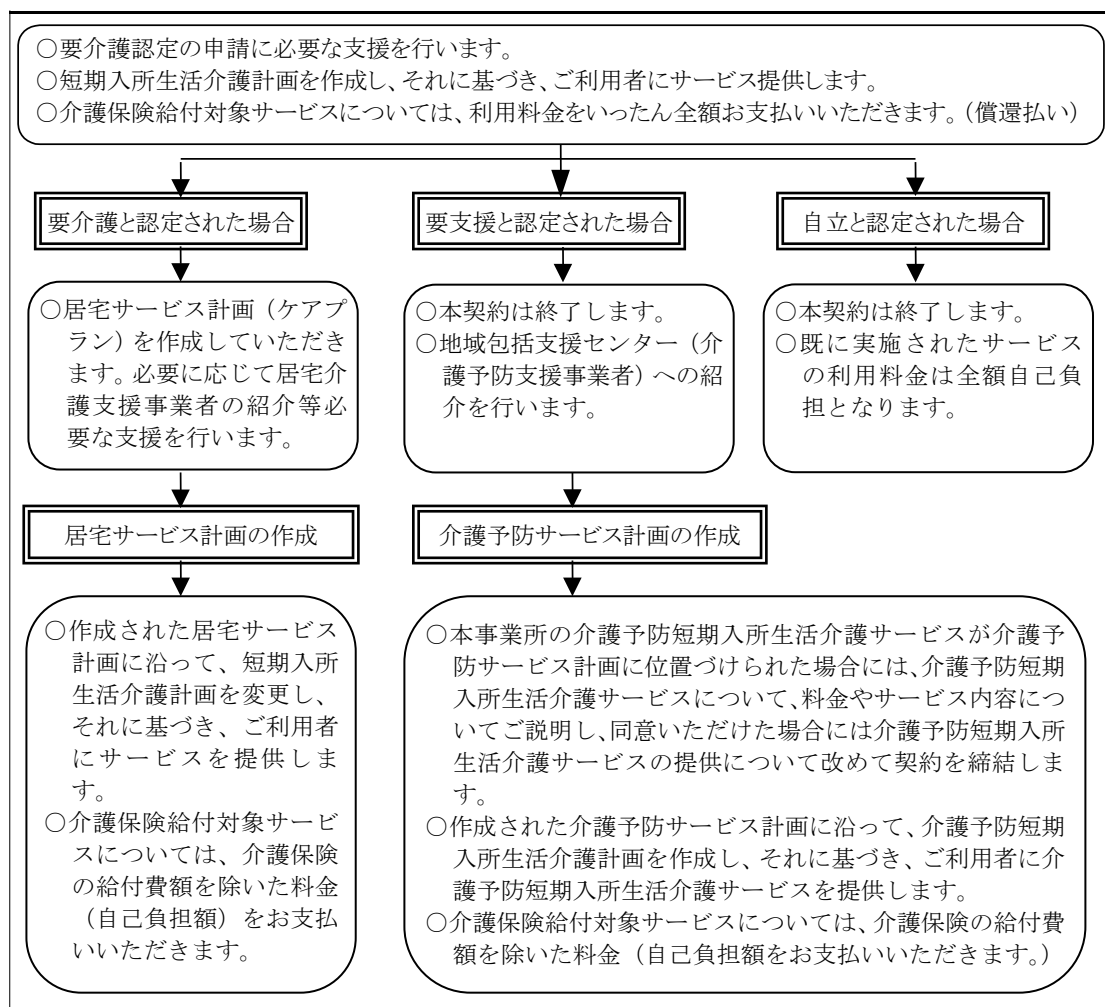


(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、事業者及びサービス従事者又は従業員は、退職後においてもその秘密を保持いたします。(守秘義務)
- また、サービス担当者会議等においてご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供いたします。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み品について

利用にあたりお持ちになる品物については、職員にご相談ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます。

医療機関の名称	笠岡中央病院
所在地	笠岡市笠岡 5 1 0 2 - 1 4
診療科	内科・外科・胃腸科・小児科・整形外科 肛門科

医療機関の名称	ふくやま訪問歯科
所在地	福山市西町 3-15-25
診療科	歯科

6. 事故発生時の対応について

ご利用者へのサービス提供時においてご利用者に事故が発生した場合には、以下の通り対応いたします。

- (1) 速やかにご家族、市町村、当該ご利用者に係わる居宅介護支援事業者、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。
また、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) サービスの提供によって、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までにご連絡ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 第三者評価の実施状況

未実施（令和３年１２月３１日現在）